

改正

令和6年8月15日規則第55号

岸和田市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、市長、まちづくり推進部の事務を担当する副市長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、まちづくり推進部住宅政策課に置く。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

附 則（令和6年8月15日規則第55号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(現に委嘱されている委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行の日において現に委嘱されている委員の任期については、この規則による改正後の岸和田市空家等対策協議会規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。